

川口市告示第76号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和8年1月30日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 形質変更時要届出区域

川口市南鳩ヶ谷六丁目9番57、9番58、9番59(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

1,1-ジクロロエチレン

1,2-ジクロロエチレン

トリクロロエチレン